

特命随意契約理由書

件 名	災害対策用備蓄物資再活用支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概 要	災害対策用物資の再活用について、配布先の選定や輸送、連絡調整の業務を委託し、物資の有効的な活用を推進する。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 廃棄の削減を推進する団体であり、区の災害対策物資を有効活用することについて、千代田区と協定を交わしていること。 2 区と協力し各種事業を実施する一方、自ら各種の事業やイベントを通じた物資の再活用を積極的に推進していること。 3 備蓄物資の再活用について豊富な実績を有し、これまでの対応も良好であること。 上記の条件について、隣接した区域で全てを満たすものは限定される。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人日本非常食推進機構 住 所 三重県松阪市久保田町 127 番地 1
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 16 日
※ 契約金額	4,817,263 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

657

件 名	さくら更新実施計画策定業務（第330号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	当区では令和5年3月に「さくら更新計画」を策定し、エリアごとにさくらの維持管理・更新の方針をまとめている。本業務では、この「さくら更新計画」に基づき、具体的な管理・更新手法などを定めたさくら更新実施計画を策定することを目的とする。
選 定 理 由	下記業者は、千代田区における約20年分のさくら生育状況調査結果の整理や現況課題の分析等をふまえ、本業務の上位計画にあたる「さくら更新計画」を策定した実績を有している。 また、本業務の先行計画に位置付けられる「さくら更新実施計画（真田濠・千鳥ヶ淵公園・代官町通り）」についても同一委託内で策定している。 上記の策定実績より、上位計画の方針に沿った計画が策定されることはもちろんのこと、樹勢区分の評価や処置方針について、既存の実施計画との整合性を確保することができる。 また、他業者では一から行う必要のある現地踏査、先行計画の評価方法および処置方針の確認、過去のさくら生育履歴の整理などの初期工程を省略・簡略化することが可能である。 このことから、下記業者に本業務を発注することで、調査・検討・調整に要する時間や労力を大幅に削減でき、結果として業務期間の短縮および業務金額の低減が可能となる。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社愛植物設計事務所 住 所 千代田区神田猿樂町2-4-11 大塚ビル2階
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 11 日
※ 契約金額	6,844,200 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日 から 令和8年3月20日まで

担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	被災者生活再建支援システム更改業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	被災状況の調査から、その結果集約、り災証明書発行と、それにより作成する被災者台帳を用いた被災者への生活再建支援の進捗管理を一括して行う被災者生活再建支援システムについて、機能を維持するためクラウドサービスへのシステム移行及び環境構築に係る業務を実施する。
選 定 理 由	1 導入年度 令和2年度 更新（特命随意契約） 2 被災者生活再建支援システムは、東京都が「東京都地域防災計画」に基づき平成26年度に都内全自治体に導入したもので、京都大学、新潟大学、東京都、NTT 東日本（東日本電信電話株式会社）が過去の災害をもとに開発したものである。 対象となる区民のデータは、住民基本台帳データベースから取り込むなど、既存のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 東京事業部 住 所 東京都港区西新橋 3-22-8
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 1 日
※ 契約金額	1,016,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年7月31日まで
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

643

件 名	保育施設等指導検査に係る支援業務（会計）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和7年度中に千代田区（以下「区」という。）が実施する保育施設等に対する指導検査において、会計、経理等に関する法令、慣例その他の専門的な知見に基づき、区の保育施設等に対する書面検査及び質問等の支援をし、区に報告する。
選 定 理 由	区は、保育施設等の適正な運営及び子どもに対する保育・教育の質の確保を目的として、保育施設等における保育・運営・会計の3部門について、子ども・子育て支援法等に基づく実地検査を実施している。 保育施設等指導検査の会計分野は、保育所を運営する事業その他の社会福祉事業等の会計業務に精通している公認会計士にその業務の一部を委託することが妥当である。 下記の者は、日本公認会計士協会東京会より推薦を受けており、信頼性が高く委託先として適切である。よって、当該者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公認会計士 横塚 大介 住 所 神奈川県藤沢市鵠沼海岸6丁目14番地34号
※ 契約年月日	令和7年6月2日
※ 契約金額	855,800 円（消費税を含む）※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	子ども部子育て推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

特命随意契約理由書

665

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（6月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工 事 場 所 （工事案件のみ）	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和 7 年 6 月 / 日
※契約金額	2,407,350 円（消費税を含む）※収入予定額（単価契約） ※単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和7年6月1日～令和7年6月30日
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

747

特命随意契約理由書

件名	千代田区役所本庁舎 5階電算室カードリーダー交換修繕
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区役所本庁舎5階電算室の出入口に設置してある入退室制御カードリーダーについて、本庁舎を管理しているセキュリティシステムから接続が切れており、セキュリティ上問題が発生しているため、古い機器を新しいものに交換するとともに、それを庁舎の監視盤にあるセキュリティシステムに再接続する業務を行う。
選 定 理 由	本件は、九段第3合同庁舎に設置してある入退室制御カードリーダーの交換業務である。下記事業者は、当該カードリーダー及びそれを制御するセキュリティシステムのメーカーであり、本業務遂行に必要な機器の配線施工や切断されているシステムへの復旧接続ができる唯一の業者である。また、作業終了後の機器へのアフターサービスや、不具合等が発生した際に適切な対応ができる唯一の業者である。以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名称株式会社クマヒラ 宮公庁営業部 住所東京都中央区日本橋室町2-1-1
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 19 日
※ 契約金額	793,320 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区公衆無線LANサービス撤去・設置業務（富士見出張所）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	富士見出張所（1AP）に公衆無線LAN設備を設置し、来訪者等に情報提供・発信を行っているところであるが、建物改修工事等の影響により、公衆無線LANアクセスポイントの一時撤去を行い、再設置を行う。
選 定 理 由	平成 27 年度から、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供するアプリケーション「Japan Connected-free Wi-Fi」で千代田区公衆無線LANサービス（CHIYODA Free Wi-Fi）を開始した。開始するために、アプリケーション提供事業所のグループ事業者である下記事業者がアクセスポイント等の環境整備の施工を実施した。 機器の撤去においては、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、既存システムの運用事業者以外の者に機器の設定変更・撤去等を履行させると既存の公衆無線LANの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 東京事業部 住 所 東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 24 日
※ 契約金額	770,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 7 年 12 月 26 日
担 当 課	政策経営部 情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	地域通貨・地域ポイント活用検討支援業務
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	デジタル技術を活用した地域通貨・ポイント制度の実施方式や導入意義、活用例、メリット・デメリットなどについてまとめ、地域経済の活性化をはじめとする、区が抱えるさまざまな課題の解決に直接的、または間接的に寄与する具体的な方策を検討するもの
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和7年度 (令和7年5月 15 日付7千政デ政発第 40 号決裁) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 デロイト・トーマツコンサルティング合同会社 住 所 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
※ 契約年月日	令和 7 年 6 月 1 日
※ 契約金額	11,000,000 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年6月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。